

令和6年度

入園案内

保育園

認定こども園

小規模保育施設



養老町役場 住民福祉部子ども課

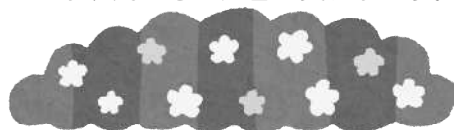
☎0584-32-5078

〇子ども・子育て支援新制度について

平成27年度より子ども・子育て支援新制度が始まりました。保育所等を利用する場合は保護者がお住まいの市町村から認定を受ける必要があります。また、認定区分により利用できる内容が変わります。

【入園できるお子さん】

月齢3ヶ月～就学前までの児童。



【支給認定区分と内容】

支給認定区分	利用できる施設	対象となる状況	利用できる時間
1号認定	認定こども園	お子さんが満3歳以上で教育を希望される場合	教育標準時間 (概ね4時間)
2号認定	保育園 認定こども園	お子さんが満3歳以上で保護者(両親またはひとり親)が「保育の必要な事由」に該当しており保育を希望される場合	保育短時間 (最長8時間) または 保育標準時間 (最長11時間)
3号認定	保育園 認定こども園 小規模保育施設	お子さんが満3歳未満で保護者(両親またはひとり親)が「保育の必要な事由」に該当しており保育を希望される場合	

【保育短時間・保育標準時間】

原則的な保育時間は「保育短時間(8時間)」ですが、保護者(両親もしくはひとり親)の1ヶ月の就労時間が120時間以上の場合「保育標準時間(11時間)」の利用が可能です。

1ヶ月の就労時間は、保護者の内、短い人の就労時間を適用します。

また、就労以外の事由でも「保育標準時間(11時間)」の利用が可能な場合があります。

保育標準時間の利用が可能な場合でも、申し出により保育短時間の利用が可能です。

【保育認定の有効期間】

1号認定の有効期限は、満3歳の誕生日から小学校就学前までです。

2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までです。

保育認定は「保育の必要な事由」が必要になります。事由に該当しなくなった場合は月末までで認定が取消しとなり、認定が取消しになると園の利用ができなくなります。

年齢は、年度の初日(4月1日現在)の年齢で判定します。

【保育の必要な事由】

就労、妊娠・出産、保護者の病気・障がい、同居又は、長期入院等している親族の看護・介護、災害復旧、求職活動、起業準備、就学などの理由があります。

詳しくは9ページ「保育の必要な事由別：提出書類一覧表」をご覧ください。

【年齢別最長期間】

入園期間は、最長で下表のとおりです。

生年月日	年齢	終了予定日
平成30年4月2日～平成31年4月1日	5歳	令和7年3月31日
平成31年4月2日～令和2年4月1日	4歳	令和8年3月31日
令和2年4月2日～令和3年4月1日	3歳	令和9年3月31日
令和3年4月2日～令和4年4月1日	2歳	令和10年3月31日
令和4年4月2日～令和5年4月1日	1歳	令和11年3月31日
令和5年4月2日～令和6年4月1日	0歳	令和12年3月31日

○施設一覧（私立・公立）

【保育園】

	施設名	受け入れ年齢	定員 (予定) (人)	住所・電話番号	開所時間	保育時間
私立	よろろ保育園	6ヶ月～5歳	60	小倉419-1(仮園舎) 34-2558	7:30 ～ 18:30	保育短時間 8:00～ 16:00 保育標準時間
	めぐみ保育園	3ヶ月～5歳	30	小倉930番地8 32-0393		
	下笠保育園	4ヶ月～5歳	80	下笠1171番地1 35-2128	7:00～ 18:30	7:30～ 18:30

【小規模保育施設】

	施設名	受け入れ年齢	定員 (予定) (人)	住所・電話番号	開所時間	保育時間
私立	高田保育園	6ヶ月～2歳	12	高田3875番地13 47-5180	7:30 ～ 18:30	保育短時間 8:00～ 16:00 保育標準時間 7:30～ 18:30
	小規模保育園 おひさまっこ	6ヶ月～2歳	19	大坪360番地1 84-2115		

※小規模保育園おひさまっこに関しては、月に2日土曜閉所

【認定こども園】

	施設名	受け入れ年齢	定員 (予定) (人)	住所・電話番号	開所時間	保育時間
私立	池辺こども園	6ヶ月～5歳	95	瑞穂130番地3 37-2106	7:30 ～ 18:30	保育短時間 8:00 ～ 16:00 保育標準時間 7:30 ～ 18:30
公立	養老こども園	3歳～5歳	85	高田231番地1 32-0913		
	広幡こども園	10ヶ月～5歳	75	口ヶ島191番地1 32-1621		
	船附こども園	10ヶ月～5歳	80	船附1149番地4 35-2129		
	養北こども園	10ヶ月～5歳	110	飯田219番地 34-1474		
	日吉こども園	3歳～5歳	45	宇田66番地 34-1010		

○教育・保育施設の主な1日の流れ (私立は各園にお問い合わせください。)

1日の流れ			
時間	認定こども園		
	【教育標準時間】 9:00~14:00 【1号認定】 3歳以上児	保育園・小規模保育施設(3号のみ)	
		【保育短時間】 8:00~16:00 【2号認定】 3歳以上児	【保育標準時間】 7:30~18:30 【3号認定】 3歳未満児
7:30		標準時間	登園
8:00		短時間	登園
9:00	○登園	○持ち物整理	
	○朝のひととき		○朝のスキンシップ ○おやつ ○友達と遊ぶ ○給食 ○午睡(通年)
11:20	○指導計画に基づく教育・保育		
11:50	○給食		
	○帰りのひととき		
14:00	○降園	○午睡(夏季のみ) ○友達と遊ぶ ○おやつ 紙芝居・手遊び・絵本	
16:00		短時間	降園
		標準時間	降園
18:30		延長保育終了	

【教育・保育認定の休日と給食】

項目	1号認定	2号認定	3号認定
休日	土日・祝日・年末年始 春休み・夏休み・冬休みあり	日曜・祝日・年末年始	
給食	完全給食(おやつ:なし)	完全給食+おやつ (午後1回)	完全給食+おやつ (午前1回/午後1回)

【一時預かり 1号認定対象】(公立)

利用対象者	家庭の事情等で家庭での保育が困難な1号認定の在園児。
利用方法	一時預かりを希望される人は、園へ直接申込みください。
その他	利用料に給食費・おやつ代を含みます。

区分	実施時間	利用料(日額)	給食	おやつ
園が開設している平日 (月~金)	7:30~9:00	200円	×	×
	14:00~16:00まで	600円	×	○
	14:00~18:00まで	1,000円	×	○※
長期休業日の平日 (月~金)	7:30~9:00	200円	×	×
	9:00~14:00まで	1,700円	○	○
	9:00~16:00まで	2,300円	○	○
	9:00~18:00まで	2,700円	○	○※

※午後5時以降お迎えの場合、2度目のおやつ有

※保育の必要性があり、施設等利用給付認定の申請をし、認定を取得した場合、日額450円(月上限あり)が無償化の対象となります。

令和6年度4月からの施設等利用給付を希望する人は、2月16日(金)までに申請してください。

【延長保育 2・3号認定対象】（公立）

利用対象者	短時間認定（8：00～16：00）を超えて保育を希望する短時間認定の在園児童。
利用方法	園にて申し込みが必要です。延長保育料は利用実績に基づき翌月に請求されます。 詳しくは、在園施設に直接お尋ねください。
延長保育料	30分 100円

※私立こども園・保育園・小規模保育施設については、各園にお問い合わせください。

【土曜日共同保育 2・3号認定対象】（公立）

平成30年度より公立こども園では、指定された1園でのみ土曜保育を行う、「土曜日共同保育」を実施しています。

利用対象者	在園児童で土曜日に保育の必要性（現在保育認定を受けている事由）がある場合のみ利用可能（父母がいる場合は両親とも）
実施園	船附こども園 又は 養北こども園
利用方法	利用を希望する前月10日までに在籍園に申請書を提出
費用	別途利用者負担（保育料）は必要なし、但し平日同様に延長保育料は必要
持ち物	着替え・お昼寝布団など利用される方に連絡 3歳以上児は、主食（ごはん）※食物アレルギーの状況によりお弁当持参の必要あり

（私立）一時預かり・延長保育・土曜保育については、私立各園に直接お尋ねください。

○園での対応について

【アレルギー・離乳食】

アレルギー体質のお子さんの給食にも大量調理を行う上でできる範囲で配慮しますので、事前に子ども課または、各園にご相談ください。

離乳食については、家庭での離乳食の進み具合に合わせて、安全に提供できる範囲で対応します。提供できる食材はご家庭で食べたことがある食材であることが前提になります。母乳の持ち込みはできません。

（公立園での対応）

- 公立園に入園を希望される方で、こども園の給食及びおやつにおいて、食物アレルギーの対応を希望される方は、保護者による所定の書類（「食物アレルギー給食対応（変更）申請書」と医師による所定の書類（「保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」）の提出が必要です。
- 事前把握のために入園申し込み時に「食物アレルギーに関する調査票」を合わせて提出してください。
- 食物アレルギーの対応は、基本「除去食」となります。
- 食物アレルギーの対応において、制限食品に調味料を含む場合や、制限食品が複雑多岐にわたり、給食での対応が困難な場合には、保護者がその一部またはすべてを持参していただく場合（弁当の持参）もあります。

【障がい児保育】

集団保育が可能であると認められる障がい児の受け入れを行います。利用可能であるかの調査のため、事前相談をして頂く必要があり、園での面接・医師の意見書等の提出等をお願いすることがあります。

公立園の入園申し込み時には、「心身状況表」を合わせて提出してください。

詳しいことは、各園または役場子ども課までお問い合わせください。

【ならし保育】

乳幼児は、急激な環境や生活変化に適応しにくいものです。分離不安、情緒不安、恐怖心、心身の疲労をやわらげ、徐々に集団生活に慣らすため、入園当初は、降園時間を早くする「ならし保育」を実施しています。時間等実施の方法については、各園により異なりますので直接お問い合わせください。

また、就労開始日が、月の途中であっても月初から入園して、ならし保育を実施することが可能です。

※入園式前の利用も可能ですので、各園にお尋ねください。

【園との連絡】

園からの連絡は、毎月「園だより」その他の印刷物及び掲示板や「すぐーる」などで行います。

園への連絡がある場合は、毎日の送迎時等に職員にお申し出ください。

【臨時休園等の場合】

(公立) 「警報」 特別警報、暴風、大雨、洪水、大雪など警報が発令中の場合は、自宅待機となります。また、災害等、様々な理由によりライフライン（電気、水道、ガス）が停止した場合は休園となります。

「感染症」 新型コロナウイルスをはじめとした、感染症（インフルエンザ等）に園児が感染した場合、園医や保健所等と相談の上、臨時休園等の感染拡大防止策をとることがあります。

(私立) 私立各園に直接お尋ねください。

○その他

【一時保育】 (公立) ※私立については、各園にお問い合わせください。

利用対象者 仕事や家族の病気・通院、冠婚葬祭、家庭の事情等で家庭での保育が一時的に困難となる町内在住の1歳以上の未就園児

利用方法 一時保育を希望される人は、園へ直接申込みください。

その他 園行事等の状況により、利用できないことがありますのでご了承ください。
3歳未満児は午前利用の場合のおやつ代がかかります。午後のおやつ代は利用料に含まれています。

区分	実施時間	利用料			
		4時間以内	8時間以内	給食 (利用ありの場合)	おやつ (午前利用の場合)
3歳未満児	開所時間	1,000円	2,000円	+300円	+100円
3歳以上児	7:30~18:30	1,000円	2,000円	+300円	

病児・病後児保育を実施しています

病児・病後児保育事業は、病気やケガで集団生活が難しく、保護者が勤務・疾病等により家庭で保育が困難な児童を一時的にお預かりする制度です。3人以上のお子さんを扶養する世帯は補助金もありますので、ご活用ください。

※協定の締結により岐阜市、羽島市、海津市の施設が利用できます。

※利用には事前登録が必要です。詳しくは実施施設にお問い合わせください。

海津市『こまの認定こども園』TEL：0584-55-0416

羽島市『病児保育室かみなりくん』TEL：058-394-0112

岐阜市 福富医院『すずらん』TEL：058-238-8555、河村病院『クララ』TEL：058-241-3311

小牧内科クリニック『ピノキオ』TEL：058-215-0101、山田病院『ミッキー』TEL：058-255-1221

矢嶋小児科『うりぼう』TEL：058-214-7077、操健康クリニック『パンダのしっぽ』TEL：070-1683-3003、

世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なクリニック『セカモゲ』TEL：058-216-3745

入園の申し込みの流れ（令和6年4月新規入園の場合）

1. 入園説明会

町子ども課 → 保護者

説明会で令和6年度の入園申込書等が配布されます。
入園説明会に参加できない人も園や役場子ども課で入園申込書等を入手することができます。

2. 書類の記入・添付書類の準備

保護者

必要書類については、10ページ「認定申請・入園申込に必要な提出書類」をご覧ください。
記入の方法については、別紙<記入例>をご覧ください。
保護者（両親もしくはひとり親）の「㊦状況申告書」には、必ず添付書類（もしくは証明）が必要です。早めにご準備ください。

3. 書類の提出

保護者 → 町子ども課／私立こども園・保育園

10月12日（木）から10月27日（金）まで（10月14・15・22日を除く）

対象施設	受付場所	時間
公立こども園 小規模保育施設	役場子ども課	平日 9:00～17:00
私立保育園	役場子ども課 入園を希望する園	21日（土） （役場）9:00～12:00
私立こども園	入園を希望する園	（私立園）9:00～12:00

※入園を希望する園（公立・私立）でそれぞれ書類提出先が異なりますのでご注意ください。
※すべての書類が整っていないと受け取りができません。
※提出時にはマイナンバー提示・本人確認等を行いますので、別途必要な書類があります。
※詳しくは、10ページ「認定申請・入園申込に必要な提出書類」をご覧ください。

4. 書類審査・認定

町子ども課

提出された書類を基に審査を行い、町が認定区分を決定します。
また、入園の可否について、1号認定は園が、2・3号認定は町が決定します。
◆入園申込数が定員を超えた園について◆
1号・・・<公立>抽選を行います。その場合は、抽選日等直接対象者の方に連絡します。
抽選は11月上旬頃を予定しています。
<私立>選考方法は各園にお尋ねください。
2・3号・・・11ページ「選考基準（利用調整）について」を基に、利用調整を行います。
※「㊠保育所等入所申込書」の[利用を希望する施設名欄]の第3希望までをもとに利用調整を行いますので、必ず記入してください。
※第1希望の選考から漏れた方には、わかり次第個別に連絡させていただきます。
※利用調整の状況は、町のホームページでお知らせします。

※入園後のお子さんの生活についてご心配な点は、随時各園にご相談下さい。

5. 「支給認定決定通知書」（または支給認定証）・「入園承諾書」が届きます（1月中旬）

町子ども課 → 保護者

決定の認定区分が明記された「支給認定決定通知書」または支給認定証・「入園承諾書」が届きます。大切に管理してください。

<入園決定後は園ごとに入園説明会や半日入園が行われます。>

6. 「利用者負担額（保育料）決定通知書」が届きます（3月下旬から4月上旬）

町子ども課 → 保護者

利用者負担額決定通知書が郵送されます。
利用者負担額については12～14ページをご覧ください。

①募集期間を過ぎてしまった場合・・・！！

4月入園は、定員に空きがある園において、随時申込みを受け付けます。

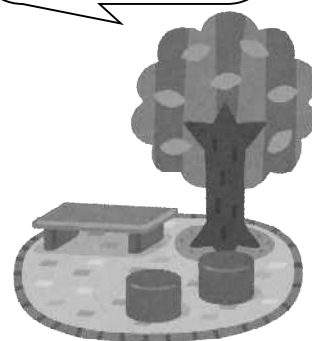
○年度途中の入園希望について

定員に空きがある園においては、入園希望月ごとに随時申込みを受付し、利用調整のうえ決定します。申込みに必要な書類が全て提出されたことをもって申込完了となりますので、受付期間中に申込書類一式を整えて、役場子ども課または入園希望施設へご提出ください。

<通常受付期間一覧表>

入園希望月	通常受付期間
5月入園	令和6年 3月21日 ~ 令和6年 4月19日
6月入園	令和6年 4月22日 ~ 令和6年 5月20日
7月入園	令和6年 5月21日 ~ 令和6年 6月20日
8月入園	令和6年 6月21日 ~ 令和6年 7月19日
9月入園	令和6年 7月22日 ~ 令和6年 8月20日
10月入園	令和6年 8月21日 ~ 令和6年 9月20日
11月入園	令和6年 9月24日 ~ 令和6年10月18日
12月入園	令和6年10月21日 ~ 令和6年11月20日
1月入園	令和6年11月21日 ~ 令和6年12月20日
2月入園	令和6年12月23日 ~ 令和7年 1月20日
3月入園	令和7年 1月21日 ~ 令和7年 2月20日

産休・育休明け等で職場復帰や就労開始が確定している人を対象に、通常受付期間とは別に予約受付期間を設けています。詳しくは、役場子ども課までお問い合わせください。



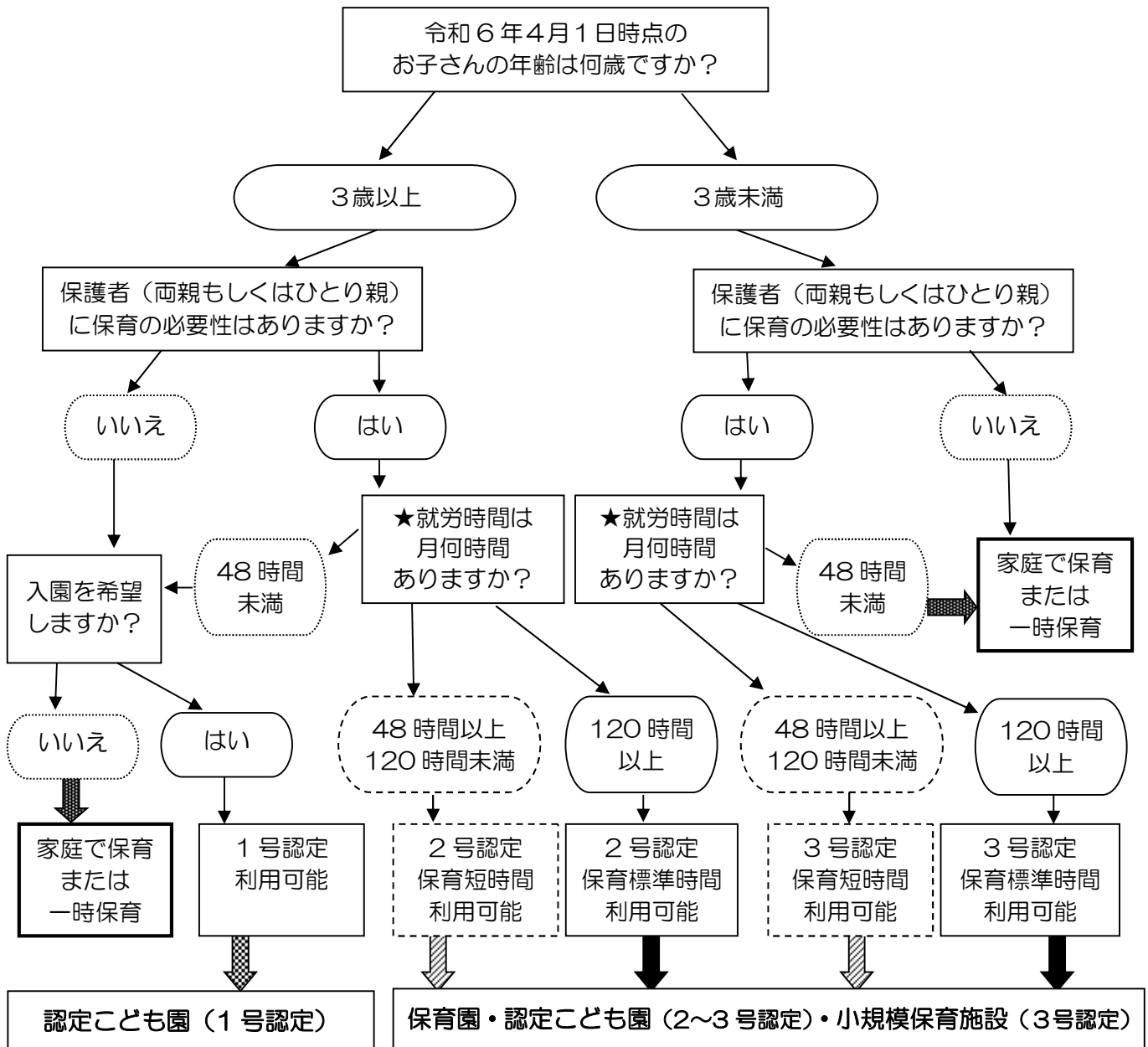
【産休・育休明け等の入園希望について】

産休・育休明け等で年度途中に職場復帰や就労開始が確定している保護者が入園を希望する場合、下記の期間において予約申込ができます。予約申込については、入園希望園に空きがある場合に限り、期間内に必要書類が揃った方から先着順の申込となります。また、私立園については、事前に必ず私立園にご確認ください。予約申込は、役場子ども課まで。なお、予約の対象とならない人の受付は、通常受付期間となります。

<<予約受付期間一覧表>>

入園希望月	予約可能期間	職場復帰または就労開始日が下記期間内であること
5月入園	令和5年12月20日 ~ 令和6年 2月20日	令和6年 5月中
6月入園	令和6年 1月19日 ~ 令和6年 3月19日	令和6年 6月中
7月入園	令和6年 2月20日 ~ 令和6年 4月19日	令和6年 7月中
8月入園	令和6年 3月19日 ~ 令和6年 5月20日	令和6年 8月中
9月入園	令和6年 4月19日 ~ 令和6年 6月20日	令和6年 9月中
10月入園	令和6年 5月20日 ~ 令和6年 7月19日	令和6年10月中
11月入園	令和6年 6月20日 ~ 令和6年 8月20日	令和6年11月中
12月入園	令和6年 7月19日 ~ 令和6年 9月20日	令和6年12月中
1月入園	令和6年 8月20日 ~ 令和6年10月18日	令和7年 1月中
2月入園	令和6年 9月20日 ~ 令和6年11月20日	令和7年 2月中
3月入園	令和6年10月18日 ~ 令和6年12月20日	令和7年 3月中

○保育園・認定こども園選択フローチャート（参考）



概要と特徴

- ・教育を希望する幼児（3歳以上）が対象です。
- ・土曜、日曜、祝日休みです。
- ・小学校と同じように夏休み、冬休み、春休みがあります。

概要と特徴

- ・保護者が★保育を必要とする事由（就労、妊娠出産、病気障害、同居等親族の看護・介護・育児休業など）に該当するため、家庭での保育が欠ける状態となる乳幼児（3カ月～5歳）が対象です。
- ・保育を必要とする事由により、利用できる保育時間が異なります
- ・園によって受け入れ可能な月齢が異なります。

保育園とは？・・・保育認定を受けたお子さんを毎日一定の時間、保護者にかわって保育（養護と教育）する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

認定こども園とは？・・・就学前のお子さんに教育と保育を一体的に提供する、従来の幼稚園と保育園の機能を併せ持った施設です。

小規模保育施設とは？・・・0～2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育施設です。

○保育の必要な事由別：提出書類一覧表

保育の必要な事由 利用できる時間	●保育が必要な事由の具体例／□提出書類
(1) 就労 【保育短時間】 就労48時間～ 120時間 【保育標準時間】 就労120時間以上	●保護者が日常的に仕事をしているため、児童の保育ができない場合 勤務（自営・家族経営以外） <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> ⑦就労証明書 ・会社勤めの方は会社の証明が必要になります。 ----- 自営・家族経営・・・本人・親族が代表者の場合 <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> ⑦就労証明書 （法人の場合） <input type="checkbox"/> ⑦就労証明書の自営業・家族経営の方欄に代表者印（会社実印）を押印してください。 （法人でない場合） <input type="checkbox"/> 令和4年分確定申告書（第一表・第二表）の写し ※親族が代表者の場合、事業専従者欄に保護者名があるもののみ有効です ----- 農業 <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> ⑦就労証明書 <input type="checkbox"/> 令和4年分確定申告書（第一表・第二表）の写し （農業申告をしている事業主の方のもの） ※親族が代表者の場合、事業専従者欄に保護者名があるもののみ有効です <input type="checkbox"/> 耕作証明書（事業主の方のもの）・・・経営農地が5000㎡必要。
(2) 妊娠・出産 【保育標準時間】 認定期間： 産前6週間前の月初～ 産後8週間後の月末まで	●保護者が産前産後のため <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> 母子手帳の写し ・表紙と出産予定日がわかるページをコピーしてください 多胎の場合：産前14週間前
(3) 保護者の病気 【保育標準時間】	●保護者が病気・負傷の状態にあるため <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書・・・⑥状況申告書（裏面）
(4) 保護者の障がい 【保育標準時間】	●保護者の心身に障がいがあるため <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書・・・⑥状況申告書（裏面） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳などの写し
(5) 同居又は長期入院 等している親族の 介護・看護 【保育標準時間】	●同居人又は親族に疾病等があり、保護者が看護・介護を行う必要性があるため <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 （看護の場合） <input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> 民生委員等の証明・・・⑥状況申告書（裏面） （介護の場合）※介護認定の無いものは無効 <input type="checkbox"/> 介護保険証写し <input type="checkbox"/> 民生委員等の証明・・・⑥状況申告書（裏面） （共通：別居の場合） <input type="checkbox"/> 別居親族の看護・介護申立書
(6) 災害復旧 【保育標準時間】	●火災や地震等により家屋に破損があり、その復旧のため <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書など
(7) 求職活動 【保育短時間】 認定期間：3ヶ月間のみ （期間の延長なし）	●保護者が求職活動中のため <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> ハローワークの登録証など求職状況の分かるもの 3ヶ月目の20日までに就労証明書が提出されれば、就労での認定となり入園期間が延長できます。 就労できなかった場合、求職活動での認定期間の延長はできません。
(8) 起業準備 【保育短時間】 認定期間：3ヶ月間のみ	●保護者が起業準備のため <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> 起業準備の場合事業計画など
(9) 就学 （職業訓練校等における 職業訓練を含む） 【保育標準時間】	●保護者が就学のため <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> 在学証明書、合格通知など
(10) 育児休業 【保育短時間】 認定期間：会社が証明する 期間の月末まで	●保護者が育児休業を取得しているため <input type="checkbox"/> ⑦就労証明書 ※No.9、11 欄に証明が無いものは無効

○認定申請・入園申込に必要な提出書類

※提出書類は消せないボールペンで記入してください。

※訂正は、修正テープは使用せず二重線で消し訂正印を押してください。

※訂正がある場合がありますので、申請時には印鑑をご持参ください。

※①支給認定申請書・②入園申込書は、入園申し込みされるお子さん1名につき1部ずつ提出してください。

※⑦就労証明書等、その他の添付書類は、きょうだいがいる場合はコピーしてそれぞれに添付してください。(きょうだいが2名以上の場合は長子の申込書に原本を添付してください。)

【はじめて保育園等に入園する場合】

<p>2・3号認定</p> <p>★個人番号の確認が必要です。</p> <p>個人番号確認のために必要なものへ</p>	<p><input type="checkbox"/> ①施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書</p> <p><input type="checkbox"/> ②保育所等入所申込書</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥状況申告書(両親またはひとり親の分)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦就労証明書(両親またはひとり親の分)</p> <p>(保育の必要な事由によって必要書類が異なります。詳しくは前ページの「保育の必要な事由別：提出書類一覧表」をご覧ください。)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧保育料減免(軽減)に関する申出書 <input type="checkbox"/> 印鑑</p>
<p>1号認定</p> <p>★個人番号の確認が必要です。</p> <p>個人番号確認のために必要なものへ</p>	<p><input type="checkbox"/> ①施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書</p> <p><input type="checkbox"/> ②保育所等入所申込書</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧保育料減免(軽減)に関する申出書 <input type="checkbox"/> 印鑑</p>

【共通：該当する場合のみ】

<p>世帯所得割課税額が77,100円以下の在宅障がい児(者)のいる世帯</p>	<p><input type="checkbox"/> ⑨保育所等利用者負担額減免申請書</p> <p><input type="checkbox"/> 障がい者手帳の写し</p>
<p>世帯所得割課税額が77,100円以下のひとり親世帯</p>	<p><input type="checkbox"/> ⑨保育所等利用者負担額減免申請書</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当の証書の写し、福祉医療受給者証(母子・父子)の写し、または、戸籍謄本</p>
<p>申し込み時点で、 養老町に住所のないひと</p>	<p><input type="checkbox"/> ⑩転入確約書</p> <p><input type="checkbox"/> 令和5年度市町村民税所得課税証明書又は令和5年度住民税決定通知書 (マイナンバー情報連携が不可能な場合のみご連絡いたします。)</p>

○個人番号確認のために必要なもの

<p>保護者(申請者)本人が提出する場合</p>	<p>①から③のいずれか</p> <p>①個人番号カード</p> <p>②個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証などの身分証明書類</p> <p>③通知カード注1 と運転免許証などの身分証明書類</p>
<p>代理人(上記以外の人)が提出する場合</p>	<p>1・2及び3の①から④のいずれか</p> <p>1.委任状(<代理人が提出する場合>の欄に記入)</p> <p>2.代理人の運転免許証などの身分証明書類</p> <p>3.保護者(申請者)本人の番号確認書類</p> <p>①個人番号カード ②個人番号が記載された住民票の写し</p> <p>③通知カード 注1</p> <p>④①～③の写し</p>

注1 原則、通知カードでの確認は受付できません。なお、通知カードの記載内容(住所等)と現在の状況が令和2年5月25日以前と変更がないもののみ確認書類として有効です。

○選考基準（利用調整）について

【基本点数表】

事由	保護者の就労等の形態又は状況		点数
就 労	月 20 日以上	1 日 8 時間以上の就労	+20
		1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労	+18
		1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労	+16
	月 16 日以上	1 日 8 時間以上の就労	+18
		1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労	+16
		1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労	+14
上記に該当しないが月 48 時間以上の就労			+10
妊娠・出産	母が出産又は出産予定日の 6 週前から産後 8 週間の期間		+20
病気・障がい	病気	概ね 1 月以上入院を要する	+18
		概ね 1 月以上寝たきり状態	+18
		概ね 1 月以上の安静を必要とする	+16
		治療のために定期通院を要する	+ 8
	障がい	身体障害者手帳 1～2 級	+18
		精神障害者保健福祉手帳 1 級	+18
		療育手帳 A	+18
		身体障害者手帳 3～4 級	+16
		精神障害者保健福祉手帳 2～3 級	+16
		療育手帳 B	+16
同居親族等の 介護・看護	概ね 1 月以上親族の入院の付添い 障がい児(者) や同居の親族の介護等	120 時間以上	+18
		120 時間未満	+14
	同居の親族の長期居宅療養等の看護	120 時間以上	+14
		120 時間未満	+12
災害の復旧	火災その他の災害復旧にあたっている者		+20
求職活動 起業準備	求職または起業のため常に外出している。		+ 6
就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学している。		+18
育児休業	保護者が育児休業を取得している。		+8
虐待・DV	町長が特に必要な状態にあると認める場合	※当該児童・世帯の状況に応じ、 点数を付けず別途判断。	
その他	上記に類する状態にあると町長が認める場合		

【調整点数表】

ひとり親世帯	+25
生活保護世帯	+10
保護者が産休又は育休から復職と同時に施設利用希望の場合	+ 2
既に兄弟姉妹が入所(利用)している場合	+ 3
兄弟姉妹が同時に申込みをしている場合	+ 2
児童が障がいを有する場合	+ 4
住所の小学校区にある施設への入所を希望	+ 4
小規模保育事業等の卒園児童	+ 3
保育料の滞納がある場合	-10

【同一点時の優先順位表】

1	町在住者(転入予定者を除く)を優先する
2	外勤(自営業以外)と自営業の場合では、外勤(自営業以外)を優先する
3	未就学児の人数が多い世帯を優先する
4	同一世帯内における第 3 子以降を優先する
5	祖父母の居住地について、不存在又は町外に居住している人を優先する

○利用者負担額（保育料）について

- ・利用者負担額（保育料）は、国が定める基準を上限に市町村が定めることとされており、保護者の所得に応じて市町村民税を基に決定します。
- ・保育料算定の為に用いる市町村民税額には住宅借入金等特別税額控除、寄付金控除、配当控除、外国税控除、特別減税などは適用しません。
- ・また、保護者の収入が一定基準に満たない場合で、児童の祖父母と同居の場合、家計主宰者との合算となります。
- ・受益者負担の公平性を確保するため利用者負担額（保育料）が納期限内に納付されない方を対象に町が支給する児童手当から保育料を直接徴収（特別徴収）します。
- ・利用者負担額（保育料）については、直近の所得の状況を反映させる観点から、住民税の賦課決定後に再算定を行い、年度途中の9月に利用者負担額を切り替えます。具体的には4月から8月までは前年度分、9月から3月までは当年度分の課税額により決定します。再算定後の保育料を8月に通知させていただきます。

（例：令和6年度の場合）

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

① 令和5年度の市町村民税に基づく保育料
（令和4年の収入状況により算出）
（R4.1.1～R4.12.31）

② 令和6年度の市町村民税に基づく保育料
（令和5年の収入状況により算出）
（R5.1.1～R5.12.31）

令和5年1月1日時点で養老町に住民登録がない人は、マイナンバー情報連携により1月1日時点の住所地に課税状況を照会させていただきます。情報連携できない場合は、「市町村民税所得課税証明書」又は「住民税決定通知書の写し」の提出をお願いいたします。

（令和6年7月頃）

- ・住民登録がない・未申告等の理由により算定の期日までに課税状況が確認できない場合は、利用者負担額（保育料）を最上階層の第8階層に設定させていただくことになりますのでご注意ください。

○幼児教育・保育の無償化について

- ・3歳児～5歳児の保育料が無償化になります。
（3歳到達と同時に1号認定を取得した場合は2歳児であっても無償化の対象となります。）
- ・0歳児～2歳児は市町村民税非課税世帯の保育料が無償化になります。
- ・給食費（主食代・副食代）は、保護者の負担となります。（3号認定を除く）

ただし・・・

年収360万円未満相当の世帯のお子様及び第3子以降のお子様は副食代も減免となります。

- ・通園送迎費、行事費、保護者会費などは今まで通り、保護者の負担となります。
- ・保育料の無償化、副食代の減免について、申請が必要となる場合があります。詳しくは、子ども課までお尋ねください。

※公立の給食費は、変更になる場合があります。変更の際は改めてお知らせします。

項目	1号認定	2号認定	3号認定
利用者負担額	無償化	無償化	令和5年度と同額の予定 住民税非課税世帯は無償化
給食 （公立の負担）	主食代：800円 副食代：3,200円 給食費：4,000円	主食代：800円 副食代：4,200円 給食費：5,000円	なし

上記のほかに、園の運営活動のため、園独自の費用等を徴収することがあります。

（私立）給食（給食費・副食代・主食の提供・献立等）及び園独自の費用や送迎バスを利用される場合については、各私立園にお問い合わせください。

※2歳児で1号認定を取得した場合の給食費は5,000円の負担となります。（公立）

○利用者負担額（保育料）の多子軽減について

【2号・3号認定】

第3階層～第4-1階層	子どもの年齢に関わらず、第2子半額 第3子以降無償化
第4-2階層以降	小学校就学前の児童で最年長者を第1子と計算し、 入園児童が第2子の場合半額、第3子以降の場合無償化

※「ひとり親世帯」「在宅障害者世帯」

第3階層～第4-2階層の ひとり親世帯等	子どもの年齢に関わらず、第1子半額 第2子以降無償化
-------------------------	----------------------------

※岐阜県第3子以降無償化事業

第4-2階層～第4-3階層	同一支給認定保護者が監護する18歳までの児童が3人以上おり、3人目以降が入園児童の場合、保育料無償化。以上児の場合、副食費免除。 (該当する場合は、申請書の提出が必要です) ★【岐阜県第3子以降無償化事業】
---------------	---

○1号（認定こども園）

利用者負担額（保育料）（令和6年度（案））・副食代減免対象一覧表

※第3子のカウントは小学校3年生までの子でカウントします。

月額 単位：円

階層区分		養老町 利用者 負担額	副食代減免対象			国が 定め た上 限額
			第1子	第2子	第3子	
第1	生活保護世帯	0	減免対象	減免対象	減免対象	0
第2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	減免対象	減免対象	減免対象	0
第3	市町村民税 所得割課税額	77,100円以下	減免対象	減免対象	減免対象	0
第4-1		77,101円以 96,999 円以下			減免対象	0
第4-2		97,000円以 211,200 円以下			減免対象	0
第5		211,201円以上			減免対象	0

すべてが無償化の対象となるわけではなく、給食費や教材費、行事費、バス送迎費など対象とならない費用があります。

〇2号・3号（保育園等）

利用者負担額（保育料）（令和6年度（案））・副食代減免対象一覧表

※第3子のカウントは小学校就学前までの子でカウントします。 月額 単位：円

各月初日の児童の 属する世帯の階層区分		利用者負担額			副食代減免対象			国が定めた上限額		
階層区分		3歳未満児		保育 標準・ 短時間	3歳以上児			3歳未満児		3歳以 上児
		保育 標準 時間	保育 短時間		第1子	第2子	第3子	保育 標準 時間	保育 短時間	
第1	生活保護世帯	0	0	0	減免	減免	減免	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	減免	減免	減免	0	0	0
第3 (減免)	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の 「ひとり親世帯」及び 「在宅障害児(者)世帯」	4,500	4,500	0	減免	減免	減免	9,000	9,000	0
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	16,200	14,200	0	減免	減免	減免	19,500	19,300	0
第4-1	市町村民税所得割課税額 48,600～57,700円 未満	23,800	21,800	0	減免	減免	減免	30,000	29,600	0
第4-1 第4-2 (減免)	市町村民税所得割課税額 77,101円未満の 「ひとり親世帯」及び 「在宅障害児(者)世帯」	4,500	4,500	0	減免	減免	減免	9,000	9,000	0
★ 第4-2	市町村民税所得割課税額 57,700～77,101円未満	23,800	21,800	0			減免	30,000	29,600	0
★ 第4-3	市町村民税所得割課税額 77,101～97,000円 未満	23,800	21,800	0			減免	30,000	29,600	0
第5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	27,100	25,100	0			減免	44,500	43,900	0
第6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	30,800	28,800	0			減免	61,000	60,100	0
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	35,100	33,100	0			減免	80,000	78,800	0
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	40,600	38,600	0			減免	104,000	102,400	0

(年齢は、4月1日現在の満年齢)

※すべてが無償化の対象となるわけではなく、給食費や教材費、行事費、バス送迎費など対象とならない費用があります。

○他市町村の園の利用について

【広域入所】

保護者の勤務先等の事情により、養老町以外の他市町村の施設にも入園することができます。保育料も養老町の定めた金額を納めていただきます。ただし、受入する他市町村の状況により、ご希望に添えない場合があります。詳しくは、役場子ども課までお問い合わせください。

2号・3号認定の場合

保護者の勤務地が該当の他市町村にあり、勤務終了後、養老町内の各施設の保育時間までに迎えができない、里帰り出産をするなどの事情がある場合

1号認定の場合

特別な事情は必要ありません

○入園申込に必要な提出書類（転園）

※提出書類は消せないボールペンで記入してください。

※訂正は、修正テープは使用せず二重線で消し訂正印を押してください。

※訂正がある場合がありますので、申請時には**印鑑をご持参ください。**

※①支給認定申請書・②入園申込書は、入園申し込みされるお子さん1名につき1部ずつ提出してください。

※⑦就労証明書等、その他の添付書類は、きょうだいがいる場合はコピーしてそれぞれに添付してください。（継続が2名以上の場合は長子の申込書に、新規と継続の場合は、新規の申込書に原本を添付してください。）

【すでに在園していて、園を変える場合】

1号認定のまま	<input type="checkbox"/> ②保育所等入所申込書 <input type="checkbox"/> ⑧保育料減免（軽減）に関する申出書 <input type="checkbox"/> 印鑑
2・3号認定のまま	<input type="checkbox"/> ②保育所等入所申込書 <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> ⑦就労証明書 （保育の必要な事由によって必要書類が異なります。詳しくは9ページの「保育の必要な事由別：提出書類一覧表」をご覧ください。） <input type="checkbox"/> ⑧保育料減免（軽減）に関する申出書 <input type="checkbox"/> 印鑑
1号から2号へ変更	<input type="checkbox"/> ②保育所等入所申込書 <input type="checkbox"/> ⑤支給認定変更申請書兼届出書 <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> ⑦就労証明書 （保育の必要な事由によって必要書類が異なります。詳しくは9ページの「保育の必要な事由別：提出書類一覧表」をご覧ください。） <input type="checkbox"/> 従前の支給認定証（発行されている場合） <input type="checkbox"/> ⑧保育料減免（軽減）に関する申出書 <input type="checkbox"/> 印鑑
2号から1号へ変更	<input type="checkbox"/> ②保育所等入所申込書 <input type="checkbox"/> ⑤支給認定変更申請書兼届出書 <input type="checkbox"/> ⑥従前の支給認定証（発行されている場合） <input type="checkbox"/> ⑧保育料減免（軽減）に関する申出書 <input type="checkbox"/> 印鑑

○注意事項・お知らせ

1. ①支給認定申請書のほか、すべての添付書類が提出されたことをもって入所申込完了です。添付書類に不備がある人、保育所入所基準、規則に反する人、または、虚偽の申告があった場合は入所承諾を取り消すことがあります。
2. 園小連携について
5歳児の小学校へのなめらかな接続を目指した園小連携を小学校区ごとに小学校と保育園・こども園が交流をしています。
校区以外の園に在園している園児さんも、保護者の方の送迎（公立）のご協力を得て、交流できるように配慮をしています。
私立園の送迎については、各園にお尋ねください。
3. 産後8週間を経過し認定が切れる場合について・・・
家庭で保育ができるため産後8週間を経過した後、退園となります。ただし、3歳以上児のクラスの児童でこども園在園児は1号に変更することや、児童の発達上継続して入園することが適当だと考えられる場合は、手続きを経て認められれば入園を継続することは可能です。
認定区分は、「保育短時間」で出生した児童が満1歳になる年度末まで認定期間を継続することができます。この期間中に、小規模保育施設の年齢上限到達により同地区の連携施設へ転園した場合（公立）、他に保育の必要性がなければ、1号認定になりますが、一時預かりの免除制度を併用し、保育短時間と同じ時間のお預かりをすることが可能です。
必要な手続き及び添付書類について、詳しくは子ども課までお問い合わせください。
4. 記入方法や必要書類については、各施設、役場子ども課のお電話・窓口でもお答えしています。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
5. 令和6年4月1日に保護者の住民登録が養老町にある事が申請の要件となります。
申請時点で養老町に住民登録がない人で、4月1日までに保護者が養老町に転入されなかった場合は、4月からの入園はできません。
6. 保護者の住民登録を他市町村に残したまま、養老町の園に入園を希望される場合は「広域入所」となりますので、養老町では書類受付ができません。まずは、現在の住民登録のある住所地の役所へご相談ください。広域入所は、（12月4日）から受け付けます。
7. 施設等利用給付認定請求について
認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポート事業）を利用する人が無償化の対象となるためには、事前に町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
新制度未移行幼稚園を利用する人が無償化の対象となるためには、利用する幼稚園を通じて町へ申請し、認定を受ける必要があります。預かり保育を利用する場合は、「保育の必要性の認定」も必要です。詳しくは、子ども課までお問い合わせ下さい。

子育て情報は、養老町子育て応援サイト ようろうっこ

(<http://www.yorokko.jp>) をご覧ください。

各園の情報（園便り等）・イベント情報や子育てに関することが掲載されていますので、是非ご覧ください。



Memo